

## 憲法八九条後段にいう「公の支配」の意義

東京高裁平成二年一月二十九日判決  
(判例時報一三五一号四七頁、判例タイムズ七三三号五二頁)

### 論点

- ① 憲法八九条後段にいう「公の支配」は何を意味するか
- ② 憲法八九条後段の趣旨は何か。その趣旨に反しないためには、どの程度の権限が国などに与えられて

額の損害賠償を求めて出訴した。第一審は、公の支配をゆるく解して、住民らの訴をしりぞけた。

### 判旨 控訴棄却

憲法八九条後段の「教育の事業に対する支出、利用の規制については、……私的な教育事業に対して公的な援助をする」とも、一般的には公の利益に沿うものであるから、同条前段のような厳格な規制を要するものではない。その規制の趣旨は、「教育の名の下に、公教育の趣旨、目的に合致しない教育活動に公の財産が支出されたり、利用されたりする虞れがあり、ひいては公の財産が濫費される可能性があることに基づく」。したがって、教育の事業が公の支配に服することを要する程度は、「公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、右事業が公の利益に沿わない場合にこれを是正しうる途が確保されれば足り、「必ずしも、当該事業の人事、予算等に公権力が直接的に関与することを要するものではない」。本件幼

児教室は、その意味において「『公の支配』に服するものとができる」。

### 解説

I7 判例セレクト'90(憲法)  
Y町幼稚園の設置とY町長の公的支配権

Y町幼稚園不足に対応するため設置された幼稚園不足に対応するため設置されたY町幼稚園(権利能力なき社団)に対し、Y町長は、これに協力すべきとの方針のもとに、同町の土地・建物を無償で貸与するとともに、毎年数百万円の補助金を交付してきた。これに對して、Y町住民らは、当幼稚園は「公の支配に属しない」教育の事業であるから、右の助成措置は憲法八九条に違反するとし、地方自治法二四二条の二第一項一号・四号に基づき、町長らを被告として土地・建物の無償使用の差止めと、補助金相当

なっている。当判決のような理由のみでは、本条後段の立法の趣旨がどこにあるのか不明となり、説得力を欠くように思われる。

### ① 憲法八九条後段にいう「公の支配」の意味の解釈については、厳格説と非厳格説とが対立している。前説は、教育などの事業の管理・運営について、単に、具体的には人事、予算、事業の執行に、取締的な監督をこえて、もっと厳格に公権力の支配が行われることをいうと主張し、後説は、公の財産が私的な教育の事業等に不当に利用されないよう監督しうる状態にすることで足りると主張する。前説に対しては、文言に忠実な解釈はあるが、現在の社会的要請にそぐわない見解であるとの批判が、後説に対しては、本条後段を無意味にし空洞化させる見解であるとの批判が、それぞれなされている。

当判決は、現在の多数説とみられる後説に立つて、「もともと教育は、国家の任務の中でも最も重要なものの一つであり、國ないし地方公共団体も自ら當みうるものであ」ると述べて、本条後段を厳格に解しなくてよい大きな理由として、國家などはむしろ教育事業を遂行する責務を負っていることを挙げている。その点、非厳格説をとる現今の学説の多くが、憲法の人権規定、とくに教育を受ける権利(二六条一項)を中心にして、生存権(二五条)、平等権(一四条)などを結びつけてその理由としているのとは、異

(参考文献) 伊藤正己・憲法四六四頁、橋本公亘・憲法(現代法律学全集2)四八四頁、小林直樹・憲法講義(下)(新版)三九八頁、佐藤幸治・憲法(新版)一六六頁、和田英夫「公金支出の制限」憲法の争点(新版)一四一頁、丸山健「公財産の支出・利用の制限」基本法コンメント(三版)二九六頁。

(伊藤公一・大阪大学教授)